

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	合併の認可（共水連）			根拠条項	第100条の8第5項（第69条第2項準用）				
審査基準	全国共済水産業協同組合連合会1つしか設立されていないため、共済水産業協同組合連合会の合併は認可しないこととする。								
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次	167
						標準経由期間	日		